

「国民の信頼に応える審査の確立に向けて」

(平成 22 年 2 月 26 日 社会保険診療報酬支払基金「今後の審査委員会のあり方に関する検討会」報告書)

抄

補論 2 審査委員会の法的位置づけについて

支払基金は、昭和 23 年 8 月 1 日に施行された支払基金法に基づき、同年 9 月 1 日に審査・支払を一元的に行う機関として創設されたが、設立当初、審査委員会は法的に位置づけられていなかった。

その後、昭和 24 年 5 月の支払基金法の改正において、審査委員会は法的に位置づけられたが、その権限等については、現在に至るまで、法令及び通知等の規定では明文化されていない。

しかしながら、昭和 24 年 8 月 30 日に厚生省保険局健康保険課の編集により出版された「解説 社会保険診療報酬支払基金制度」において、「審査委員会の審査は、その職能上ある程度の独立性を必要とするところであって、その審査の決定に対しては、支払基金の理事長及び幹事長の指揮に服するものではない。すなわち、支払基金の一機関ではあるが、職務上においては独立性を有するものである。」と記載されていること等から、これまでの経緯等を踏まえ、審査委員会は独立して審査を行う権限があるものとして扱われている。

また、審査委員会と幹事長の法律上の権限については、昭和 26 年 2 月 5 日付け厚生省保険局長通知により「従たる事務所としての内部的な審査決定は、審査委員会がこれを行うが、幹事長がこれを代表することとなる」となっていることから、審査委員会における審査結果につ

いて対外的に責任を負うのは、審査委員会ではなく理事長(幹事長)とされている。

なお、審査委員会の法律上の権限に関する行政事件訴訟の判例として、昭和31年11月29日の津地裁の判決においては、審査委員会が診療担当者に任意の出頭を求めたところ、当該診療担当者がこれを不服として、三重支部の審査委員会を相手どってその取り消しを求めて提訴したことに対し、「審査委員会に対する訴については、行政事件訴訟特例法の適用がないから、審査委員会は被告となりえないこと、また、当事者能力を有しないこと。」、「原告としては、支払基金を被告として、その機関である審査委員会が行った行為の効力を争うべきである。」として、審査委員会に対する訴を却下されている。